

横浜市事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）Q&A

1. 補助対象者について

Q.補助金を申請できる期間はいつですか。

補助金交付申請期間は、令和3年5月24日～令和4年1月31日までです。
ただし、予算枠に達した時点で締め切りとなります。

Q.個人で事業を営んでいますが、対象になりますか。

対象となります。
個人事業主の方も対象となります。

Q.これから創業する場合には、対象になりますか。

創業後の申請であれば対象となります。

【創業の定義】

所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出（※）を行い新たに事業を開始する場合、又は新たに法人の設立登記を行い事業を開始する場合

※ 開業届がない場合は

- ・官公庁の発行する営業許可証
- ・雇用保険の適用事業所設置届
- ・土業の登録証
- ・確定申告書の写し（收受印あり） 等の提出をお願いします。

Q.一般社団法人、一般財団法人は対象になりますか。

対象となりません。
ただし、医業を主たる事業とする場合は、中小企業信用保険法に規定する「医業を主たる事業とする法人」に該当し、補助対象者となります。

Q.合同会社の代表者の中に既に会社を設立し2社目となる人がいますが、対象になりますか。

対象となります。

Q.合同会社で代表者が複数人いる場合は、だれが申請できますか。

代表者の方であればどなたでも申請できます。

Q.横浜市外に本社がある場合、対象になりますか。

対象となりません。

横浜市内に本社がある中小企業が対象となります。

Q.これから創業・設立をする予定ですが、申請した後に、創業・設立してもいいですか。

創業前では申請できませんので、創業後に申請してください。

創業前に契約・発注した経費も対象となりません。

2. 補助対象事業及び補助対象経費について

Q. 対象となる事業はどのような事業ですか。

次の要件をいずれも満たす必要があります。

- ① 令和3年4月1日以降に契約（見積徴収・契約発注を含む）し、令和4年1月31日までに履行・支払いが完了する事業
- ② 下表に該当する取組であること

対象事業		対象経費
1	販路の開拓	広報・販促物制作費（委託料・手数料・印刷製本費）
		広告費（通信運搬費・委託料・手数料・広告料）
		展示会出展関連費（通信運搬費・委託料・手数料・使用料・賃借料）
2	新たな販売方式の導入	ネット販売関連費（委託料・手数料）
		商品販売・サービス提供のシステム導入費（委託料・手数料）
3	商品の開発・新サービスの展開	商品・サービスの開発費（委託料・手数料）
		新規事業の展開費（委託料・手数料・使用料・賃借料）

<補助対象外>

次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 補助対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度において同一の経費について交付申請を行った事業
- (2) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認める事業

Q.対象となる経費はどのような経費ですか。

<前提① 対象となる経費>

・R3.4.1 以降に見積徴収・契約発注した経費であり、R4.1.31 までに支払い等を完了する経費であること

・成果物を確認できる経費であること

・申請者が負担する経費であること

・対象経費に使用したことが明確に区分でき、かつ実績報告書に添付する証拠書類で対象期間内である確認ができること

・発注 1 件当たり税込 100 万円以上の場合は 2 者以上の見積合せを行っていること

<前提② 対象外となる経費>

・今回申請する販路開拓の取組に直接的に必要であると認められない経費、及び使用したことが書類により証明できない経費（特に郵券や原材料費など、申請外の利用が可能なものは、より厳格に書類での確認を行います）

・他の公的補助制度において同一の経費について補助金等の交付を受ける経費

・設備、機械装置、備品、ソフトウェア（パッケージソフト）又は工事

・公租公課（割引がある場合は、割引後の金額から税抜を計算）

・振込手数料、代引手数料、納入時の送料、給料、旅費、交際費、食糧費、光熱水費、保険料、補償費、不動産取得費、団体等の会費

・親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係、役員を兼任、代表者の親族が経営する会社等）、代表者又は代表者の親族に対する費用

・創業前に契約・発注した経費

・法令上問題のある広告表現等に関する費用

<具体例>

対象事業	対象経費	経費種別	対象経費の具体例	対象外
販路の開拓	広報・販促物制作費	委託料・手数料 印刷 製本費	①商品・サービスのPR ホームページ制作委託費（動画制作、ホームページ改修を含む） ②広報物のデザイン費・制作委託費・印刷費（チラシ・パンフレット・DM・展示パネル・看板） ③販促用のサンプル品・試供品・クーポン券等の制作委託費 ④上記外国語版作成費	①企業PRのみの動画やホームページ・広報物の制作費、サイトSEO対策費 ②名刺 ③ボールペン・クリアファイル等消耗品の販促物、販売物と同一のサンプル品等制作費、原材料費、クーポン相当経費
	広告費	通信 運搬費・委託料・手数料 広告料	①ダイレクトメール発送に係る通信運搬費、ポスティング委託費 ②広告掲載料、SNS 広告料	①通信運搬費（切手代、郵送料等）のみの場合、発送先一覧等により販路開拓のために使用したことを証明できないもの
	展示会出展関連費（オンラインを含む）	通信 運搬費・委託料・手数料・使用料・賃借料	①展示会出展料（オンライン・海外を含む）、商談会参加費、商業施設やイベントへの期間限定出店料等 ②展示会等向けディスプレイ用品（什器・看板）のデザイン費・制作委託費・レンタル料含 ③海外展示会での通訳料	①旅費（ガソリン代含む）、保険料、光熱水費、交際費（飲食を含む参加費等） ②展示会等出展のコンサルタント経費のみの場合 ③展示会出展料において、出展料が国、地方公共団体その他の支援により安価に設定されているなど、同一の経費について補助制度を受けているのと同等の状態と認められる場合
新たな販売方式の導入	ネット販売関連費	委託料・手数料	①外部 EC サイトへの登録料（外国サイトや 2 社目も含む） ②ネット販売システム（EC サイト）の構築費（外国語版作成・改修を含む）	①販売手数料、倉庫保管料 ②システム構築等のコンサル費のみの場合
	商品販売・サービス提供のシステム導入費	委託料・手数料	①外部システム利用に係る登録料・システム利用料（食品宅配代行サービス等） ②システムの構築費（サービス予約受付システム、キャッシュレスシステム等）	①販売手数料、倉庫保管料 ②システム等の処分経費
商品の開発・新サービスの展開	商品・サービスの開発費	委託料・手数料	①商品・パッケージのデザイン費、ブランド構築費 ②試作品の設計費・デザイン費・制作費・成分分析費（テイクアウト用商品、通販用商品の試作等、改良を含む） ③企業の脱炭素を促進するサービスの開発費	①開発等に向けた図書資料購入費・研修受講費、機材購入費、コンサルタント経費のみの場合 ②知的財産権に関する経費（出願費用等） ③原材料費のみの場合で、必要量を明確に出来ない場合や、対象外経費との区分が不明確であるなど、商品開発のために使用したことを証明できないもの
	新規事業の展開費	委託料・手数料・使用料・賃借料	①新規事業展開向けのスペース賃料（店舗・事務所・駐車場） ②新規事業展開向けのスペース設計費・デザイン費 ③新規事業展開に伴う司法書士の業種変更等手続き費用（定款変更、変更登記等）	①仲介手数料・敷金・礼金・保証金、光熱水費、図面等で明確に区分できないスペース賃料、事業に直接関係のないスペース賃料、創業の日より前に借用していた賃料、店舗改装等工事費、店舗移転費、機材搬出入費 ②設備・備品関連費（購入費・リース料・処分費） ③税金・証紙代・印鑑作成費、税務申告・訴訟・顧問の費用 ④人材確保関連費（従業員募集費等）

Q.実績や成果により価格が変動する経費は対象となりますか。

対象となりません。

対象外経費の例：売り上げに対する割合で課される手数料（売り上げの〇〇%）

クリック課金制の広告料（一回当たり〇〇円等）

※ クリック課金の場合でも、定額制等、対象となる場合があります。

Q.横浜市外の事業者に契約発注した経費は対象となりますか。

対象となります。

ただし、1件100万円以上の支出（税込）となる案件については、原則として、市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積を徴収し、結果の分かる書類の写しを添付してください。市内事業者から見積を徴収した場合は、市内事業者を証する書類も添付してください。

次の理由で入札等を実施できない場合、入札又は見積りに係る理由書（第10号様式）を添付してください。

- ① 市内事業者で取扱いがない場合
- ② 2人以上の市内事業者で取扱いがない場合
- ③ 入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、事業計画にかかる営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある場合
- ④ 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない場合

3. 申請方法について

Q.個人事業主ですが「個人事業の開業・廃業等届出書等」以外に対応できる書類はありますか

個人事業主開業届等がお手許にない場合は、

- ・官公庁の発行する営業許可証
- ・雇用保険の適用事業所設置届
- ・士業の登録証
- ・確定申告書の写し（収受印あり・直近のもの）

確認審査の段階で、追加で何かしらの書類をお願いする場合がありますので、御了承ください。

Q.提出する見積書について、対象のHPでの出展料が記載されているページのコピーでも問題ないか。

「経費の内容」や「支払先」が特定できるWeb画面の写しでも問題ありません。ただし、内容が特定できない場合は、書類の追加をお願いする場合がございますのでご承知おきください。

Q.既に支払済の分に関しては申請できませんか

令和3年4月1日以降に見積徴収・契約発注した経費であれば支払済であっても補助対象となります。

Q.申請書を持参してもよいですか

申請書類一式（添付書類含む）につきましては、事前確認メールにて送信いただくこととしています。事前確認メールの送信ができない場合は事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）申請窓口（TEL：045-225-3725）へご連絡ください。

Q.過去に他の給付金を受け取っているが申請可能か

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）の補助対象となる経費について、他の補助金等で申請した経費が同一でなければ申請可能です。

Q.事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）と事業継続・展開支援補助金（設備投資支援型）の併用可能ですか？

補助対象となる経費が同一でなければ併用可能です。

4.その他

Q.対象となる経費は、どの期間のものですか。

令和3年4月1日以降に見積徴収・契約発注した経費であり、令和4年1月31日までに履行・支払い等を完了する経費が対象です。

Q.補助対象期間に創業・設立の手続きができなかった場合、補助金は支払われませんか。

当該期間内に、市内で創業・設立していただくことが必須条件であるため、補助金は交付されません。

Q.令和3年5月1日に創業・設立した場合、創業前に支払った経費については対象となりますか。

創業前に支払った経費については対象となりません。

Q.令和4年2月以降に利用等する経費を令和4年1月31日までに前払した経費は対象になりますか。

対象となりません。

令和3年4月1日～令和4年1月31日に利用していて、令和4年1月31日までに支払が完了する経費が対象となります。

Q.クレジットカードなどのポイントでの支払分は対象となりますか。

対象となりません。

Q.クレジットカードで支払った経費は対象となりますか。

対象となります。

ただし、お支払い日（引き落とし日）が令和4年1月31日までの分が対象となります。

添付書類として領収書のほか、利用明細書をご提出いただく場合があります。

また、法人の場合は法人カードの利用に限ります。